

答 申 書

平成 5 年 11 月 8 日

沖繩県対米請求権事業調査委員会

平成5年11月8日

社団法人
沖縄県対米請求権事業協会

会長 大田昌秀 殿

沖縄県対米請求権事業調査委員会

委員長 池田孝 之



対米請求権事業の見直しとより効果的な事業の
あり方について (答申)

沖縄県対米請求権事業調査委員会は、平成4年10月5日付け
諮問第1号をもって諮問のあったことについて、対米請求権問題
の解決経緯、特別支出金の意義、既存事業の実施状況、現地調査、
先進地視察等、慎重に調査審議した結果、調査委員会の意見をと
りまとめたので答申します。

なお、調査委員会としては、答申本文のほか、協会の体系図や
答申に基づく新規事業の内容・イメージについて参考資料を添付
しておりますので、ご参考のうえ、この答申に基づき、協会の事
業が着実に推進されるよう要望するものであります。

特に、新規事業として提案している「政策提案型シンクタンク」
「地域活性化塾（大学）」については、具体的な計画を策定し、
早急に実現するよう強く要望いたします。

諮問第 1 号

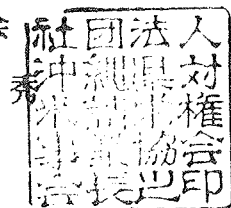
平成 4 年 1 0 月 5 日

沖縄県対米請求権事業調査委員会

委員長 池 田 孝 之 殿

社団法人沖縄県対米請求権事業協会

会 長 大 田 昌



対米請求権事業の見直しとより効果的な
事業のあり方について（諮問）

対米請求権事業は、事業実施 1 0 年の節目に当たりますが、検討されるべき課題等が多く、総合的観点から現在実施している事業の見直し並びに新規事業の実施について調査検討する必要があります。

については、定款第 2 5 条の規定に基づき、より効果的な事業のあり方について、貴調査委員会の調査審議をお願いします。

目 次

| | |
|----------------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 1 現 状 と 課 題 | 1 |
| (1) 現 状 | 1 |
| (2) 課 題 | 3 |
| 2 基 本 方 向 | 4 |
| (1) 本県の振興発展と地域の活性化 | 4 |
| (2) 地域振興を支える多様な人材の育成 | 4 |
| (3) 地域資源開発及び産業振興への寄与 | 5 |
| (4) 文化の振興及び国際交流の推進 | 5 |
| (5) 環境の保全と創造への寄与 | 5 |
| (6) 軍用地跡地関連への支援 | 6 |
| 3 既存事業の見直しについて | 6 |
| (1) 生活環境整備助成事業 | 6 |
| (2) 返還土地原状回復事業 | 7 |
| (3) 市町村助成金交付事業 | 7 |
| (4) 育英資金助成事業 | 7 |
| (5) 土地連共済事業助成 | 8 |
| (6) 国際交流事業助成 | 8 |

| | | |
|-----|----------------|----|
| 4 | 新規事業について | 9 |
| (1) | 地域振興助成事業 | 9 |
| (2) | 政策提案型シンクタンクの設立 | 13 |
| (3) | 地域活性化塾（大学）の開設 | 13 |
| 5 | その他の事項 | 14 |
| (1) | 活動拠点の整備 | 14 |
| (2) | 基金運用及び造成 | 14 |
| (3) | 協会の名称変更について | 15 |
| (4) | 助成事業の助成率について | 15 |
| (5) | 事業の周知について | 15 |

参 考 資 料

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | (社)沖縄県対米請求権事業協会の体系図 | 16 |
| 2 | 政策提案型シンクタンクのイメージ | 17 |
| 3 | 地域活性化塾（大学）のイメージ | 18 |

はじめに

沖縄県対米請求権事業協会は、昭和58年度以降、生活環境整備事業をはじめ、市町村交付金、育英事業、国際交流事業、土地連共済事業等、各種の助成事業を実施してから10年を経過したところである。

その間、国内的には高度成長を経てハード面において一定の生活水準を達成したものの、高齢化、国際化、高度情報化、都市化等の急速な進展や生活意識及び価値観の多様化に伴い、社会経済に大きな変化が起こりつつあり、地域振興上も多くの課題が現出している。そのような中で地域においては、地域社会を取り巻く社会経済の変化に的確に対応しつつ、それぞれの地域がその自主的な創造力と主体性を発揮して、個性豊かな活力ある地域社会の実現を目指していくことが要請されており、県、市町村をはじめ協会においても新たな地域課題と社会経済への的確な対応が求められている。

このようなことから、対米請求権事業は、地域の課題、地域のニーズを的確に把握するとともに、協会の定款目的を踏まえて、本県の地域振興にとってより効果的・政策的な事業を展開することが必要となっている。

1 現状と課題

(1) 現 状

社団法人沖縄県対米請求権事業協会（以下「協会」という。）は、「沖縄復帰対策要綱第3次分」（昭和46年9月3日閣議決定）に基づき、既に措置された漁業事案及び人身事案以外のいわゆる「土地関係等事案」に係る解決措置として国から特別支出金を受け入れ、これを活用することによって「対米請求権事案に係る被害者等に対する援助事業を

行うとともに、併せて沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与する。」ことを目的に設立された社団法人である。

これを受けて、協会は事業の実施にあたり、諮問機関として「沖縄県対米請求権事業調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、事業の内容等について諮問を行い、その答申に基づいて昭和58年度より事業を実施している。

ところで対米請求権事業は、対米請求権事案の解決措置として「長い年月の経過により被害事実の証明、米軍との因果関係等の立証が困難となっていること」「戦後、米国の直接統治下にあったという本県の極めて特殊な態様に鑑み、その特異性を総合的に判断して決定された措置であること」「このため県知事及び全市町村長を会員とする団体への一括払いとなったこと」等の経緯を踏まえ、いわゆる「被害者等」に対する援助事業とともに文化の高揚及び地域の振興を定款目的に掲げ、「県民総被害者等」の概念を加味して実施しているところである。

事業内容は、市町村が事業主体となる生活環境整備事業、市町村助成金交付事業と公益法人が事業主体となる育英資金助成事業、国際交流事業助成等に分けられ、「補助制度にない事業をカバーしている」「地域住民に密着した事業として喜ばれている」「人材育成及び国際交流に多大の貢献をしている」等一定の評価を受けているものの、「ハード面のウェイトが高い」「コマ切れ事業である」「自主事業が未展開」「長期的視点にたった拠点的事业が未展開」等の課題や問題点を多く抱えている。

このようなことから対米請求権事業は、生活環境整備事業等の比較的波及効果の小さいハード面の事業のウェイトが高く、基金運用という限られた予算による助成に限界が生じてきている。

(2) 課 題

これまで実施してきた対米請求権事業は、事業実施10年を経過し、ある一定の評価を受けながらも地域住民の行政に対するニーズの多様化に対応できないなど、今後改善しなければならない課題が多い。

第1に、対米請求権事業は、生活環境整備事業等のハード面のウェイトが高く、ソフト分野の事業に対する対応が十分でないことから次のような課題が発生している。

- ① 基金運用という予算の制約上、全市町村へのハード事業助成には限界があり、助成金の限度額などを併せて考えた場合、対米請求権事業として特色ある事業が実施できないこと。
- ② 市町村の中・長期計画のもとに、国・県の補助対象事業として整備されなければならない制度活用の可能な事業と競合する部分があること。

第2に、協会の事業は、ほとんどが助成事業であり自主事業が未展開である。協会は、単独市町村で実施困難または全県的な地域振興事業や文化事業等、県民への波及効果の広い事業を実施することにより、県民福祉の向上に寄与することが求められており、今後の事業展開の課題となっている。

第3に、長期的・広域的視点に立った事業が展開されていない。行政の広域化が進展するなかで、個々の市町村を越えた広域的なハード・ソフト両面の長期的視点に立った拠点的事業の展開が課題である。

第4に、本県の振興発展及び地域活性化のためには、地域の振興を支える多様な人材の育成が不可欠であるが十分でない。これまで実施してきた育英資金助成事業は、学生に対する奨学資金貸与への助成がほとんどであり、地域振興のために要請される多様な人材育成の観点からの事業実施が課題となっている。

2 基 本 方 向

対米請求権問題の解決措置は、個々の事案の立証が困難であることから請求事案のみでなく未請求事案も含めた解決策として、県知事及び全市町村長を構成員とする団体への一括払いの形式で処理されたものである。

このことから、対米請求権事案に係る被害者等の特定は困難であり、県民総被害者の観点から広く県民を対象とした波及効果の大きい事業に配慮して、対米請求権事業を実施していくことが必要である。

さらに、その後の経過を踏まえると過去の被害の修復から将来の発展への貢献や資源の創造へと時代の要請が変化してきている。

そのため、協会は、これまでの「ハード面中心の助成型」から、市町村をはじめ、広域市町村圏事務組合、公益法人等に対する地域活性化支援及び自主事業による地域活性化等「ソフト面中心の地域活性化型」への転換が求められている。

そこで協会は、対米請求権事業の実施にあたり、豊かで活力ある平和な地域社会の形成に貢献し、もって県民福祉の向上に寄与するよう次の事項を基本方向とする必要がある。

(1) 本県の振興発展と地域の活性化

協会は、行政ニーズが多様化し高度化するなかで、ソフト面の事業化をはじめ選択の幅の広い支援策を講ずるとともに、長期的視点に立って、沖縄の地域特性を生かした振興発展及び地域活性化について、体系的、総合的かつ継続的に調査研究を行い、個性豊かな活力ある地域社会の実現に寄与する。

(2) 地域の振興を支える多様な人材の育成

協会は、従来の奨学資金貸与に対する助成の形式を改め、長期的視点に立って地域の振興を支える各専門分野や地域活性化を担うリーダ

一等、地域振興のために要請される多様な人材の育成に寄与する。

(3) 地域資源開発及び産業振興への寄与

協会は、沖縄の地域特性や有利性、地域資源を活用した新たな研究開発や地域資源の積極的な開発等の研究活動を奨励することにより、特色ある産業の振興、地域経済の活性化に寄与する。

(4) 文化の振興及び国際交流の推進

近年、地域住民の意識は、これまでの物質的な充足を優先する姿勢からより高次の精神的、文化的欲求の充足、すなわち「モノからココロへ」と価値観が変化してきている。このことを踏まえ、地域の貴重な伝統文化の保護、継承及び文化の交流を促進し、文化の高揚に寄与する。

また、社会、経済全般にわたる国際化の進展に伴い、地域レベルの国際化が益々重要になってきており、人的・物的交流、文化交流を深め、地域のアイデンティティを確立しつつ、国際交流の視点から地域の活性化を図っていくことが求められている。そのため、地域レベルの国際化を推進する態勢を整える必要があり、とりわけその担い手の育成に寄与することが重要である。

(5) 環境の保全と創造への寄与

地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、貴重な動植物の絶滅の危機等の地球環境問題及び水質汚濁、廃棄物対策等の地域環境問題が重大な関心事となっているなかで、地域における環境の保全・保護の方策に配慮した都市づくり、地域づくりの推進、地域住民に対する普及啓発等の地域政策を推進し、地域住民の快適な環境の維持、増進に寄与する。

(6) 軍用地跡地関連への支援

米軍基地建設のための土地収収、米軍基地の存在、運用等によってもたらされた損失損害の歴史的事実及びその後の軍用地の経緯を踏まえ、軍用地跡地利用計画の策定や跡地利用に関する調査研究等の事業を引き続き実施することにより、今後の沖縄の発展に寄与する。

3 既存事業の見直しについて

(1) 生活環境整備助成事業

この事業は、生活環境施設整備事業、コミュニティ活動促進事業で構成され、助成先は、市町村となっている。同事業は、生活道路整備、排水施設整備、集会所施設整備等のハード面の整備事業に限定されており、対米請求権事業費総額におけるシェア70%以上を占める状況にある。しかし、行政のソフト化が進展するなかで、ハード面の整備に限定された同事業については、ソフト事業を含め多様な事業への展開が課題となっている。

また、資金規模の小さい対米請求権事業は、予算の制約上、事業コストが高く波及効果の小さいハード事業に対する助成に限界が生じてきていることや他の制度活用可能な事業が含まれていることから、比較的波及効果の大きいソフト面の事業へのシフトが必要となっている。

さらに、本県には、全市町村を網羅した5ブロックの広域市町村圏事務組合が設立されており、資金の効率的活用の面から広域圏を活用したソフト事業または拠点的事業等の導入も必要である。

したがって、今回の答申で新規事業として提案している地域振興助成事業へすみやかにシフトすることが要請される。

(2) 返還土地原状回復事業

この事業は、昭和20年8月16日から昭和47年5月14日までの間に、米軍に使用された土地であり、かつ米軍の使用に起因して形質変更の被害を受けたことにより当該土地の使用が不可能または困難と認められ、さらに補償等の措置が講ぜられていない土地の原状回復事業である。

同事業は、昭和61年度以降適用される事案が発生していないことやすでに日本復帰20年を経過し、今後適用される事案の発生の可能性がかなり低いことから事業の廃止が適当である。

(3) 市町村助成金交付事業

この事業は、本来、市町村が対米請求権事業に係る業務量等の増大に対処するものとして交付されているものであるが、創設当初の趣旨に添った事業実施がなされているとは認め難く、その存続には問題があり廃止が適当である。

(4) 育英資金助成事業

この事業は、(財)沖縄県人材育成財団、(財)沖縄市育英会、(財)南部振興会を対象に高校生・大学生への奨学資金貸与に対する助成の形式で実施されてきたが、依然として助成先の対米請求権事業に対する依存度が高く、自主財源確保のための自助努力が求められる。また、奨学資金貸与については、日本育英会やその他の団体等の貸与事業の実施によりかなり充実してきている。そこで、対米請求権事業としては、国外留学や研修、県外派遣等による専門家や地域リーダーの育成等、より高度な人材の育成を重点的に実施することが要請される。

一方、今後の地方行政は、高齢化、国際化、情報化、地域住民のニーズの多様化等に対応していくことが求められており、活力ある地域社会の形成のため、各面にわたる有為な人材の育成が急務とな

っている。

したがって、協会としては、地域振興のために要請される多様な人材の育成のため、目的を明確にした人材育成事業の充実を図る必要があり、今後とも広く優れた人材の育成に貢献するとともに、必要に応じて協会独自の人材育成事業を実施し、もって地域の振興及び県民福祉の向上に寄与する必要がある。

(5) 土地連共済事業助成

この事業は、沖縄県軍用地等地主会連合会（以下「土地連」という。）の所属するメンバーが対米請求権事案に係る被害者等と推測されるとの見地から、土地連所属の各地主会の会員で構成する共済会が行う融資事業の共済基金の造成に対し、昭和61年度以降助成が行われてきている。しかしながら、今後、県民総被害者の観点から事業を実施する必要があることや現実に軍用地の返還や売買等によって軍用地主の流動化現象が生じていること、融資事業の利用率がかなり低い等、同事業の継続には多くの問題点があり、事業の廃止が適当である。

(6) 国際交流事業助成

この事業は、（財）沖縄県国際交流財団が「進展する国際化社会において、海外の諸事情に明るい広い視野と国際感覚豊かな人材を育成し、産業、経済、教育、文化などの振興と地域振興の担い手を育成すること」を目的に実施する国際交流事業に対して助成金を交付するものであり、昭和60年度以降実施してきている。

同事業は、訪問先や人数、テーマ等についての課題があり、これらのことについてより適切な方向を確立するとともに、訪問先の多様化や長期研修の促進による国際交流推進の担い手となる人材の育成、さらに県内在住外国人との交流事業等、事業内容の充実を図り、地域の発展に寄与することが要請される。

4 新規事業について

(1) 地域振興助成事業

〈事業の意義〉

対米請求権事業は、昭和58年度以降、生活環境整備事業等ハード面の事業を中心に実施されてきたところである。その結果、ハード事業偏重のため「事業コストが高く、予算の制約上事業量が限定される」「受益者が限定され、比較的波及効果が小さい」等、様々な課題や問題点が発生している。

一方、自治体においては、高齢化、情報化、国際化が急速に進展し、地域住民のニーズが多様化、高度化するなかで、地域の特性・個性を發揮しながら地域の主体性と創意工夫により地域づくりを進めることが求められている。

このような状況下で、協会は、ソフト分野重視への価値観の転換をとらえて、地域の特性を生かした個性豊かな地域づくりを推進するため、地域の産業、文化、国際化、環境保全等、多様化する地域課題、地域ニーズに的確に対応し、自治体等の地域活性化への自主的な取り組みを支援する多様な地域振興事業を確立して、地域活性化に資する。

〈事業の内容〉

| 区 分 | 内 容 |
|-------|-----------------------------------|
| 助 成 先 | 市 町 村 広域市町村圏事務組合 研究グループ・団体等 |

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 助成対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ① 地域活性化推進事業 ② 地域産業振興事業 ③ 地域環境保全推進事業 ④ 地域文化振興事業 ⑤ 地域国際交流推進事業 ⑥ 地域振興調査研究事業 |
| 事業概要 | <p>① 地域活性化推進事業</p> <p>地域特性を積極的に活用し、地域の主体性と創意工夫による地域づくりを推進するため、地域活性化のための調査研究、計画策定、その他ソフト面の事業に対し支援することにより地域活性化に資する。</p> <p>② 地域産業振興事業</p> <p>地域活性化の重要なファクターは、地域経済活性化であり、地域の主体性と創意工夫により、地域資源や伝えられている技術を生かした産業おこしの促進、地場産業等地域に根ざした産業育成に対し支援することにより地域活性化に資する。</p> |

| 区 分 | 内 容 |
|------|--|
| 事業概要 | <p>③ 地域環境保全推進事業</p> <p>地域の特性を考慮した環境施策の推進、住民への普及啓発、快適な環境づくりへの支援を行うことにより、環境資源の適正な活用と保全を図りつつ、快適な環境の維持・増進に貢献し、もって県民福祉の向上に資する。</p> <p>④ 地域文化振興事業</p> <p>市町村における未指定文化財等の研究活動の支援による地域の貴重な伝統文化の保護、継承や地域間（国内・外を含む）の文化交流、文化普及等（国内・外の優れた文化の紹介等）の事業を通してゆとりと潤いに満ちた地域づくりを支援し、地域の活性化に資する。</p> <p>⑤ 地域国際交流推進事業</p> <p>地域の特性を生かしながら国際交流を推進することにより、地域住民が異文化を体験し国際理解を深めるとともに、産業、経済、情報、文化など広範な分野で地域の活性化に資する。</p> |

| 区 分 | 内 容 |
|------|---|
| 事業概要 | <p>⑥ 地域振興調査研究事業</p> <p>沖縄の地域特性を生かし、かつ地域振興をテーマにした調査研究に対し、内容、波及効果、緊要度等、採択基準を設定して助成を行うことにより地域活性化に資する。</p> <p>〔 募集は、採択基準または応募基準を示し、公募により行い、選考委員会（仮称）を設置して行うものとする。 〕</p> |
| 実施方法 | <p>実施に当たっては、各年度の事業が有機的に関連し、より効果的な事業となるように一定期間の計画策定を義務づけ、計画的に推進する。</p> <p>事業の採択に当たっては、原則として国、県の補助制度にない事業であり、かつ地域特性を生かした計画内容であることに配慮する。</p> |

(2) 政策提案型シンクタンクの設立

沖縄は、二次にわたる沖縄振興開発計画の推進により、社会資本や生活環境の整備が積極的に進められ、各分野で相当の成果を上げてきたが、豊かな亜熱帯性・海洋性の自然と特有の文化を有し、社会、経済等の特性を有した魅力ある地域でありながら、その特性・有利性を十分に生かしていない状況にある。

沖縄が自立的発展の基盤を整備しつつ、沖縄の持つ特性、有利性を十分に発揮して、活力ある地域社会を形成していくためには、産業、経済、行政等あらゆる面から沖縄の発展方向や可能性等について体系的、総合的かつ継続的に調査研究を行い政策提案をするとともに、地域活性化への自主的な取り組みを支援するための地域づくり情報、アイデア、ノウハウ等を集積し、それを各地域のニーズに合わせて提供する政策提案型シンクタンクの早急な設立が望まれる。

これまで、政策面、理論面から沖縄の産業、経済、行政等に対し数多くの政策提案、報告が行われながら、これらの提案が単発的なことなどから十分に生かされてない。沖縄の地域特性を十分踏まえた産業、経済、環境、文化、行政等のあらゆる面を網羅し総合化して具体案を提案できるシンクタンクの設立は、県、市町村の政策立案及び産業界のビジョン策定等への支援を通して地域の発展に貢献し、広く県民福祉の増進と地域の振興を促進することになる。

(3) 地域活性化塾（大学）の開設

産業構造の転換、人口の高齢化、価値観、生活様式の多様化等が進むとともに、高度情報化社会、国際化社会へと移行しつつあるわが国の社会経済に的確に対応しつつ、それぞれの地域が地域の自主性を高め、個性的で魅力ある地域づくりを進めていくためには、その中心となる強力なリーダーの存在が重要なポイントとなる。

このように地域振興のための様々なプロジェクトの推進に当たっては、地域住民が自ら発想し取り組んでいく姿勢が基本的に重要である

が、これらの取り組みが自発的に生まれ、育っていくためには、それを牽引し、推進していくための組織づくりや合意形成、関係機関との調整等を主導的に行う地域リーダーを地域住民のなかから育てる必要がある。

このため、同事業は、地域活性化対策の一環として、自立自助の地域づくりを目指す斬新かつ大胆な発想のできる地域リーダーを養成し、地域活性化に資することにより、広く県民福祉の増進と地域の振興に寄与しようとするものである。

したがって、同事業の実施に当たっては、前記の「政策提案型シンクタンク」との関連性を十分に認識し、その効果的な連携及び活用の方法に配慮して進める必要がある。

5 その他の事項

(1) 活動拠点の整備

協会は、これまでの「ハード面中心の助成型」から、地域振興の推進役としてリーディングセンター的役割を担う「ソフト面中心の地域活性化型」への転換を求められており、新規事業として地域振興助成事業、政策提案型シンクタンクの設立、地域活性化塾（大学）の必要性について提案したところである。

そこで、協会が地域振興のリーディングセンターとしての役割を発揮するためには、政策提案型シンクタンク、地域活性化塾（大学）が十分にその機能を発揮するとともに、協会事務所、対米請求権関係資料保管室、県民が利用できる情報・資料センターを兼ね備えた活動の拠点となる施設整備が必要である。

(2) 基金運用及び造成

協会は、昭和58年度以降、基本財産の運用益を活用して、各種の

事業を実施してきたが、物価の高騰及び預金金利の急激な引き下げ等、基本財産の目減り対策及び事業費の拡大が課題となっており、今後、協会の事業を安定的に実施していくためには、基金運用（貸付、投資等）や収益事業の実施等による目減り対策や基金の造成等を継続して研究・検討する必要がある。

(3) 協会の名称変更について

協会は、本答申に基づく事業の見直し及び新規事業が実施されることに伴い、本県地域振興のリーディングセンター的役割を担い、もって県民福祉の向上に寄与することが期待される。このことを踏まえ、地域振興のリーディングセンターや将来志向的な飛躍発展のイメージを表す名称に変更することが必要である。

(4) 助成事業の助成率について

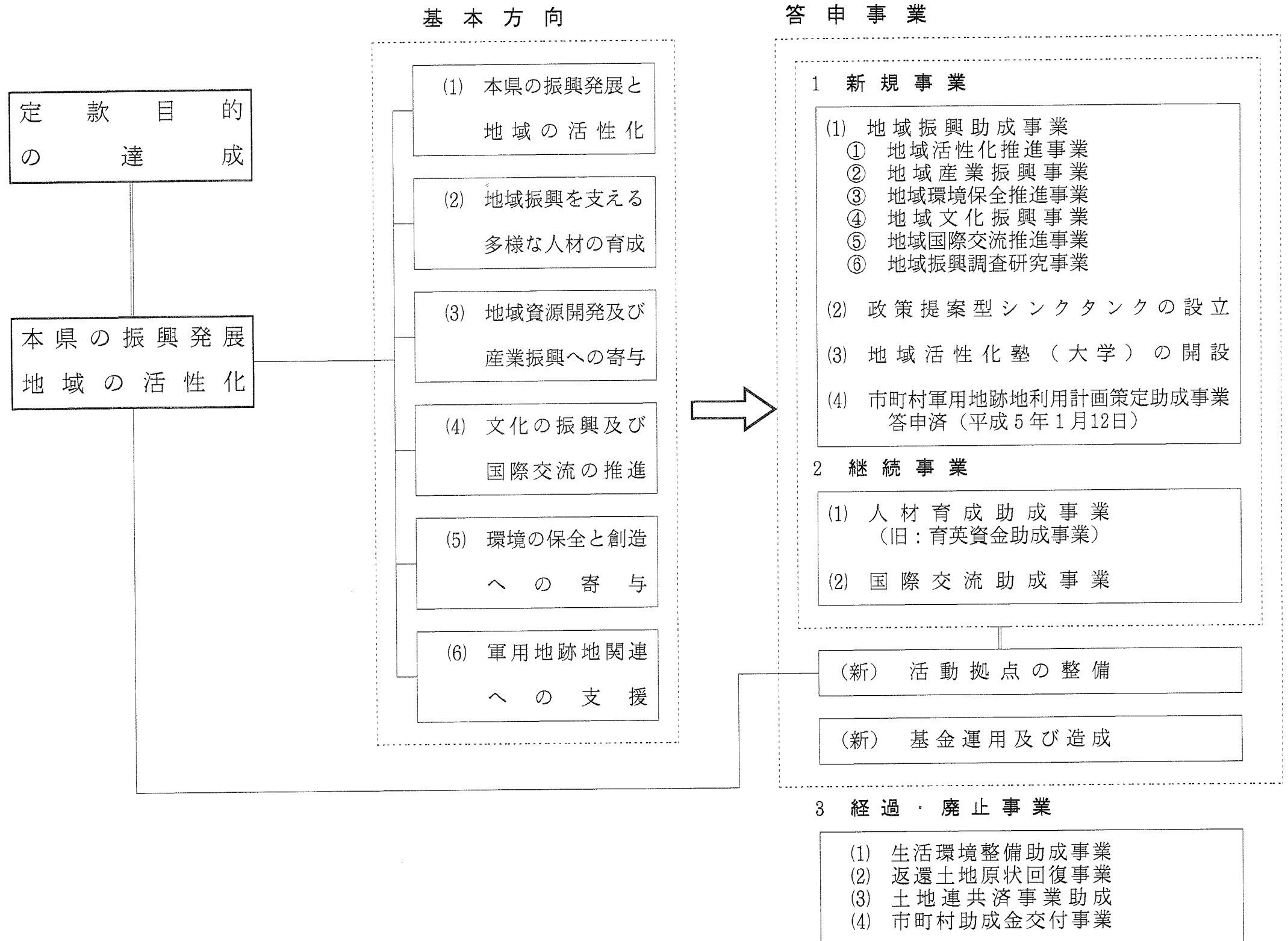
協会は、これまで市町村に対する助成事業を実施するにあたり、全市町村一律2分の1以内の助成率で事業を実施してきたが、助成率については、今後、市町村の規模、財政力、地域性（離島、本島）等を勘案する必要がある。

(5) 事業の周知について

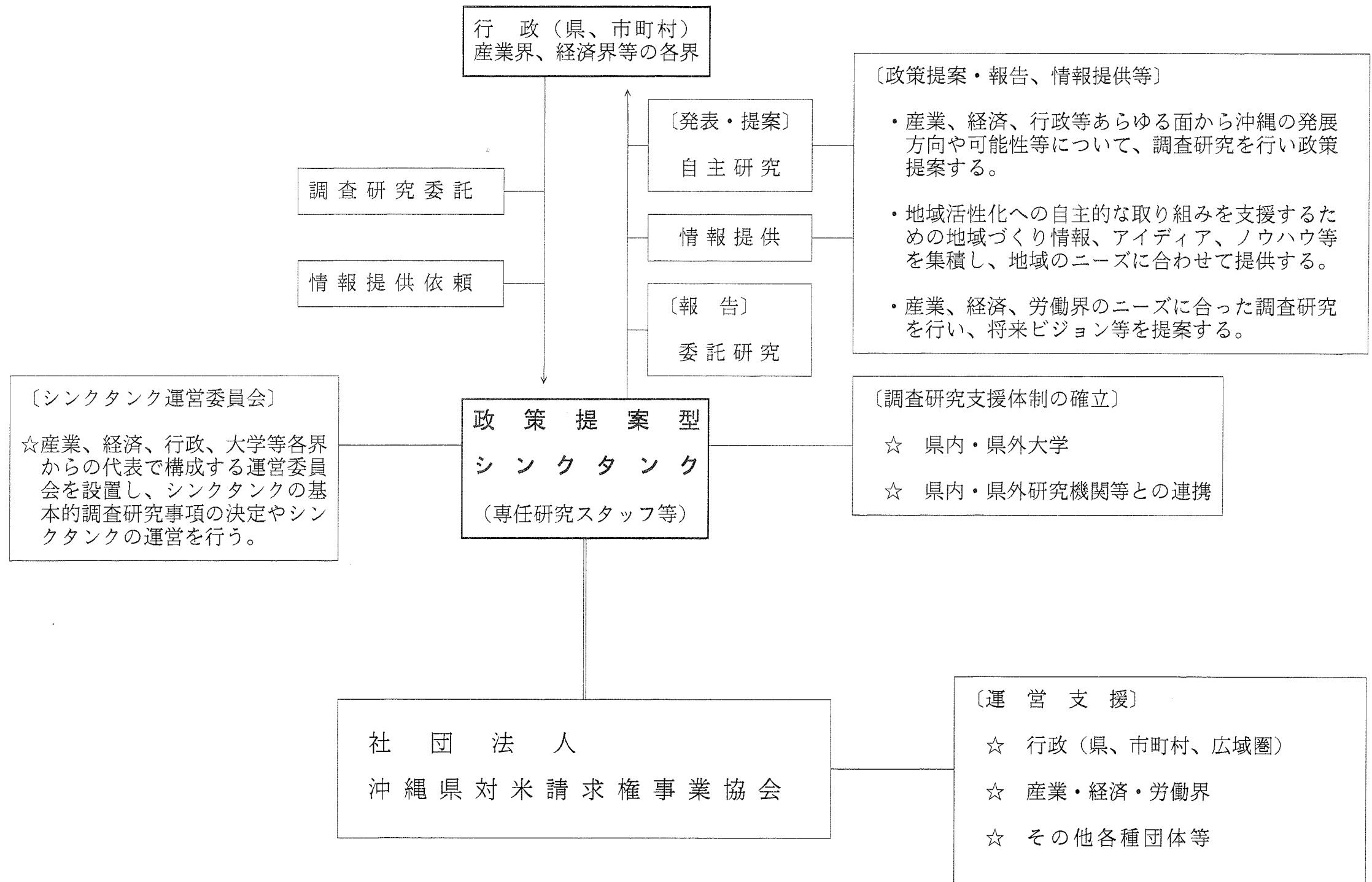
協会は、県民から付託された財産（基金）を活用して各種事業を実施していることから、協会の事業について県民への周知を図る必要がある。

参 考 资 料

1 (社)沖縄県対米請求権事業協会の体系図



2 政策提案型シンクタンクのイメージ



3 地域活性化塾（大学）のイメージ

